

蒲郡市車両広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、蒲郡市（以下「市」という。）が管理する車両（以下「車両」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 車両に掲載することができる広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによるものとする。

(広告の色彩等)

第3条 車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの
- (4) 都市景観との調和を損なうもの
- (5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれがあるもの

(広告の規格)

第4条 車両に掲載する広告の規格は、縦50センチメートル、横50センチメートル以内とし、車両の貼付可能面の縦横の長さがそれぞれ規格に満たないときにおいては、面積0.25平方メートル以内を上限とする。

(広告の掲載方法等)

第5条 車両への広告掲載方法は、原則、広告の内容を表示したマグネットを、別表に定める位置に貼付する方法で行い、車両の本体に直接表示する方法によることはできない。

- 2 前項のマグネットの材質は、広告掲載期間中において車体から剥離せず、かつ、広告撤去の際に車体塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として市長が定める日から同日が属する年度の末日までとする。ただし、翌年度以降も引き続き広告を掲載する希望がある場

合は、翌年度の4月から最大4年間掲載できるものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報がまごおり、蒲郡市ホームページ等を使用して行うものとする。

(広告掲載の申込手続等)

第8条 車両への広告掲載を希望する者は、蒲郡市車両広告掲載申込書（第1号様式）に広告の原稿案を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該者は、市に納付すべき市税等の滞納がない者とする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、蒲郡市広告審査委員会において審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、同一の車両に広告掲載の申込者が複数あったときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 市内に本社若しくは本店を有する企業又は自営業

(2) 市内に支店、営業所等を有する企業又は自営業

(3) 前2号に規定する以外のもの

2 同一順位において、広告掲載が適当と認める申込みが複数ある場合は、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載申込者に対し、その結果、掲載内容及び条件を蒲郡市車両広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の定める期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(費用負担等)

第11条 広告の作成費用及び掲載期間が終了し、又は掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告物の作成等)

第12条 広告主は、広告掲載物を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、車両広告掲載内容に変更があった場合には、蒲郡市車両広告申込内容変更届（第3号様式）により、変更を希望する日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を納期限までに納付をしなかったとき。
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (3) 広告主が広告の原稿を納期限までに提出しなかったとき。
- (4) その他市長が広告の掲載に支障があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、蒲郡市車両広告掲載取消等通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

- (1) 広告掲載内容により、市が損害を被ったとき。
- (2) 広告主の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止したことに伴い市に損害が発生したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により車両への広告掲載を取り下げることができ

るものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は蒲郡市車両広告掲載取下届（第5号様式）により広告掲載の取下げを希望する日の1週間前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第18条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなかったときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

- 2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

- 3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、蒲郡市車両広告掲載料還付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第19条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（雑則）

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月23日から施行する。ただし、改正後の蒲郡市車両広告掲載要領の規定による第2号様式及び第4号様式は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第 5 条、第 1 0 条関係）

貼付箇所	掲載料(月額) 【消費税込み】
市長が指定する車両の左右両側面及び後方面。ただし、後方面は広告を貼付可能なスペースがある車両のみ。	1 台当たり 1， 5 0 0 円

第 1 号様式（第 8 条関係）

蒲郡市車両広告掲載申込書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

蒲郡市車両への広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載希望車両	
掲載希望箇所	車両左側面 車両右側面 車両後方面
広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
本申込みに係る 担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： F A X： E－M A I L：
提出書類	広告原稿（案） 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
その他	申込みに当たっては、蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告 掲載基準、蒲郡市車両広告掲載要領の内容を遵守します。

第2号様式（第9条関係）

蒲郡市車両広告

掲載
不掲載

決定通知書

年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで申請のありました車両広告掲載について、下記のとおり 掲載
不掲載 を決定しました。

記

決 定 通 知 番 号	第 号				
広告の規格・数量等	車両				
	左側面	規格	縦	cm×横	cm
	右側面	規格	縦	cm×横	cm
	後方面	規格	縦	cm×横	cm
広 告 掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
広 告 の 内 容					
不 掲 載 の 理 由					

第 3 号様式（第 1 4 条関係）

蒲郡市車両広告申込内容変更届

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

蒲郡市車両への広告の掲載について、次のとおり変更したいので届け出ます。

・ 内容変更

変更項目	変 更 内 容	変更年月日

第 4 号様式（第 1 5 条関係）

蒲郡市車両広告掲載取消等通知書

年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消等決定しましたので、蒲郡市車両広告掲載要領第 1 5 条の規定に基づき通知します。

取消理由	
------	--

第 5 号様式（第 1 7 条関係）

蒲郡市車両広告掲載取下届

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

蒲郡市車両への広告の掲載について、次のとおり広告掲載を取り下げたいので届け出ます。

取下げ年月日	年 月 日から
取下げ理由	

第 6 号様式（第 1 8 条関係）

蒲郡市車両広告掲載料還付請求書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

蒲郡市車両広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還 付 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （計 月）
請 求 金 額	円
振 込 金 融 機 関	銀行 本店 信用金庫 支店 農業協同組合 信用組合
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。